

# 3月1日 紀の海クリーンセンター供用開始

紀の海広域施設組合が平成24年8月から建設を進めてまいりました紀の海クリーンセンターが所要の試験運転を経て、この度供用開始の運びとなりました。

紀の海クリーンセンターは、家庭から排出される一般廃棄物を処理することを目的に建設したごみ中間処理施設です。

事業系ごみにつきましても、家庭から排出される一般廃棄物と同様の紙くず、生ごみ等は、事業系一般廃棄物として受け入れします。

事業所等が事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、その他廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令で定める廃棄物は、産業廃棄物に分類され、当施設では受け入れできませんので、事業所等の方は特にご注意ください。

## 1 搬入できる区域及びごみの種類

- 焼却施設** 海南市、紀の川市及び紀美野町の区域において発生する可燃ごみ（古紙類を除く。）
- リサイクル施設** 紀の川市及び紀美野町の区域において発生する資源ごみ（古紙類を含む。）

## 2 受け入れできる廃棄物

- 可燃ごみ** 生ごみ、紙くず、布類、草木類（直径20cm、長さ150cm以内）、プラスチック製品（プラマークのないもの）等及び木製家具などの可燃性粗大ごみ
- 資源ごみ** 古紙類、缶類、金属類、小型家電（使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律に指定されている対象物を含む。）、ビン類、ペットボトル、白色トレイ、その他のプラスチック製容器包装類、セトモノ類、乾電池、電球等及び不燃性粗大ごみ

お住まいの市町のごみ収集日に出す場合、或いは紀の海クリーンセンターへ直接搬入される場合は、各市町が発行しているごみ処理ガイド等を参照のうえ、分別して排出もしくは、紀の海クリーンセンターへ直接搬入してください。

## 3 受け入れできない廃棄物

- ① 特定家庭用機器再商品化法に指定されている対象物  
テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、エアコン、洗濯機、衣類乾燥機
- ② 資源の有効な利用の促進に関する法律に指定されている対象物  
ノート型パソコン、デスク型パソコン
- ③ 農機具、バイク、バッテリー、自動車及びバイクのタイヤ
- ④ ガスボンベ及び消火器等の爆発物並びに危険物
- ⑤ 農薬容器、農業用ビニール
- ⑥ 重量物及び破碎が困難な堅牢なもの
- ⑦ 土砂及びガレキ
- ⑧ 事務所等から排出される不燃性粗大ごみ
- ⑨ 産業廃棄物
- ⑩ 特別管理一般廃棄物として指定されている対象物  
廃エアコン、廃テレビ、廃電子レンジに含まれるPCB（ポリ塩化ビフェニル）を使用した部品  
医療機関等から排出される血液等の付着した包帯、脱脂綿などの感染性病原体を含むもの又はおそれのあるもの
- ⑪ その他処理施設の機能に支障をきたすおそれがあるもの



4 直接搬入の受入日及び受入時間

1月1日から1月3日を除き、月曜日から土曜日（祝日を含む。）  
午前9時から午後4時まで

5 廃棄物処理手数料

家庭廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ	10kg当たり	50円
事業系一般廃棄物	可燃ごみ・資源ごみ	10kg当たり	100円

6 施設見学

施設の見学や研修をご希望の方は、事前に「紀の海クリーンセンター使用・見学許可申請書」を提出してください。

**問い合わせ** 紀の海広域施設組合（紀の海クリーンセンター）

所在地 紀の川市桃山町最上1290番地94

電話 0736-66-1813 FAX 0736-66-1790

構成市町担当課	海南市 環境課	電話 073-483-8456
	紀の川市 廃棄物対策課	電話 0736-77-0828
	紀美野町 住民課	電話 073-489-5903

